

第 1 回専門調査会における論点の整理

知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」(抄)

(2003 年 7 月 8 日 知的財産戦略本部決定)

第 2 章 保護分野

4. 紛争処理機能を強化する

(1) 知的財産高等裁判所の創設を図る

今回の民事訴訟法改正により、特許権等の知的財産訴訟の管轄が東京高裁に集中されることは高く評価できる。日本経済の国際的な優位性を引き続き保つ上で決定的に重要な知的財産の保護を強化し、内外に対し知的財産重視という国家政策を明確にする観点から、知的財産高等裁判所の創設につき、必要な法案を 2004 年の通常国会に提出することを目指し、その在り方を含めて必要な検討を行う。

1. 知財重視の国家的意思表示の必要性

- 知財高裁を設立することにより、裁判官も、代理人も、調査官や専門委員も、知的財産に精通している者が、知的財産に関し適切に争い、適切に判断される体制があることを国の内外に示すことが肝要。
- アジアの国々の中で、知的財産の紛争解決において共通の裁判制度の基盤を作るべく努め、裁判官を含む組織、法律、国際的管轄、言語などについて先鞭をつけることが日本に課せられている。
- 知財紛争が世界的規模になってきている中で、日本はこの分野では確固たる姿勢を貫くというメッセージ性を海外に対し発信できる体制づくりが重要。これが海外に対する抑止力になる。

2. 紛争のスピート解決、判決の予見可能性 (判断の統一)

- アジア諸国の勃興に伴い、我が国の知的財産侵害が増加し、侵害品が日本にも怒涛のごとく押し寄せて来るので、迅速性が大変重要。
- 知財紛争をスピーディーに専門性高く処理できることは、創造する環境をサポートするという意味でも重要。
- 長い間裁判をしていて、結局はビジネスチャンスを失うことが起きてくる中で、知財高裁を議論する場合は、法的な問題より、早く裁判が決着するためにはどうするかということが一番のポイント。

3.技術専門性への対応

(1)技術専門性の確保の必要性

- 今後は先端技術の先鋭化がさらに進み,専門性が深化していく。
- これからの日本を豊かにする知的財産は,非常に高度で専門的な知識,あるいは専門的な新しい概念の知識であり,裁判も非常に高度なものを判断する知識が必要になってくる。
- 知的財産の紛争処理にかかわる人は,代理人も,裁判官も,これを補佐する人も,技術と法律の双方に精通していることが不可欠。今回の民訴法改正だけでは不十分であり,知財高裁を設立し,適切な人材を配置して,国民の信頼に応える組織づくりを実現すべき。

(2)技術判事について

- 今度導入されるロースクール制度により,多数の理工系学部卒業者が司法試験を経て裁判官に任官することも可能となり,技術的バックを持った法曹が育成される。技術判事は導入すべきでない。
- 判事については,法曹資格を持った裁判官で,通常裁判と知財裁判の経験豊富な人材を充てる。技術判事の導入や知財高裁の独自採用は導入すべきでない。
- 技術の専門性の問題については,裁判所調査官や専門委員の制度を大いに活用すれば対応可能。

4.地方アクセスの拡大

- 地方のニーズに応えるため,テレビ会議や電話会議を最大限活用することが必要。
- 東京高裁という名称でない方が地方の人にもなじみやすい。
- 巡回裁判制度も導入する方向で検討すべき。

5.独立による知財高裁の意義・メリット

- 知財高裁が設立され,独立の高裁としての機能を発揮するようになれば,人事面・予算面等での柔軟性(研鑽,海外留学,国際会議への派遣など)も持つようになり,知的財産事件担当裁判官の育成・強化に役立つ。
- 知財高裁を作ったことによって国の訴訟制度にとっていいことがあるべきで,裁判官の養成や訴訟の迅速化などにメリットがあるなどの独自性を持たせるべき。

6.組織のあり方

- 9 番目の高裁として創設すべき。どこかをつぶしてやるということではよくない。
- 推進計画は、9 番目の高裁を設立することを課題としている。
- 知財高裁の在り方については選択肢があり得る。例えば 9 番目の高裁と考えるか、今回の民訴法改正でできた東京高裁に集中したものを知財高裁と呼ぶか。
- 9 番目の高裁を作るという選択肢の他に、民訴法改正をさらに一步進めて知財高裁としての機能・役割を充実させ、かつ知財の保護という政策目的が明らかになるような形もあるのではないか。

7.裁判管轄の問題

- 改正民訴法における東京高裁の管轄と同じとするのが一つの案。
- 商標や著作権も扱うべき。そうでないと、今東京高裁の知財部で担当している範囲より狭くなり、それでは何のために知財高裁を作るのか非常に疑問。
- 移送の問題は、立法技術的に解決できる問題であって、本質的な問題ではない。

8.その他

- 行政事件や労働事件等、他の分野での専門裁判所の設置に波及する可能性など、我が国の司法制度に大きな影響を与える可能性があることに十分に配慮して臨む必要がある。
- 何がニーズであるかをまず確定して課題を認識し、次にその課題達成のためにはどういう選択肢があるかを出していくべき。
- 組織を設計するに当たっては、利用者である訴訟当事者の利便を重視すべきことは当然だが、制度設営を最終的に負担する国民にとって十分に納得できるものかも含めて検証しなければならない。